

石西礁湖自然再生全体構想の作成について（案）

1．自然再生全体構想の位置付け

- ・石西礁湖自然再生の全体的な方向性を定めるもの。
- ・自然再生推進法第 8 条に基づき、自然再生協議会が作成するもの。

「石西礁湖自然再生マスタープラン」との関係について

環境省では、関係機関等の協力により、「石西礁湖自然再生マスタープラン」を平成 17 年 7 月に策定しました。全体構想の作成に当たっては、マスタープランを参考資料の 1 つとして活用したいと考えていますが、協議会では、マスタープランとは別に、自然再生全体構想を作成することになります。

2．石西礁湖自然再生全体構想の構成（案）

- ・客観的かつ科学的なデータを基礎として、石西礁湖自然再生全体構想を作成。
- ・石西礁湖自然再生全体構想の構成（案）は以下のとおり。

【石西礁湖自然再生全体構想の構成（案）】

（1）石西礁湖自然再生の背景と経緯

- ・石西礁湖の自然環境や利用についての現状や課題、自然再生事業に至る取り組みの経緯について記述。

（2）自然再生の対象となる区域

- ・石西礁湖自然再生の対象となる区域について記述。

（3）自然再生の目標

- ・石西礁湖自然再生の目標をできる限り具体的にイメージできるように記述。

（4）石西礁湖自然再生の基本的考え方

- ・目標を達成するために展開すべき施策についての基本的考え方や必要な取り組みについての概要を記述。

（5）石西礁湖自然再生協議会委員と役割分担

- ・協議会に参加している委員がどのような役割分担により主体的に活動等をするかについて記述。

（6）その他自然再生の推進に必要な事項

- ・上記以外で石西礁湖自然再生を進めていく上で必要な事項を記述。

3. 石西礁湖自然再生全体構想の作成方法（案）

(1) 全体構想作成作業グループの設置

- ・全体構想の作成作業を効率的に進めるため、全体構想作成作業グループ（以下、「作業グループ」という。）を設置したい。
- ・協議会委員の意見は、協議会会議の他、必要に応じて、協議会委員の意見を募集等することにより、作業グループの作業へ反映していく。
- ・作業グループは全体構想が完成した段階で解散する。このため、協議会規約に基づき設置する部会とはしない。

< 作業グループの作業内容 >

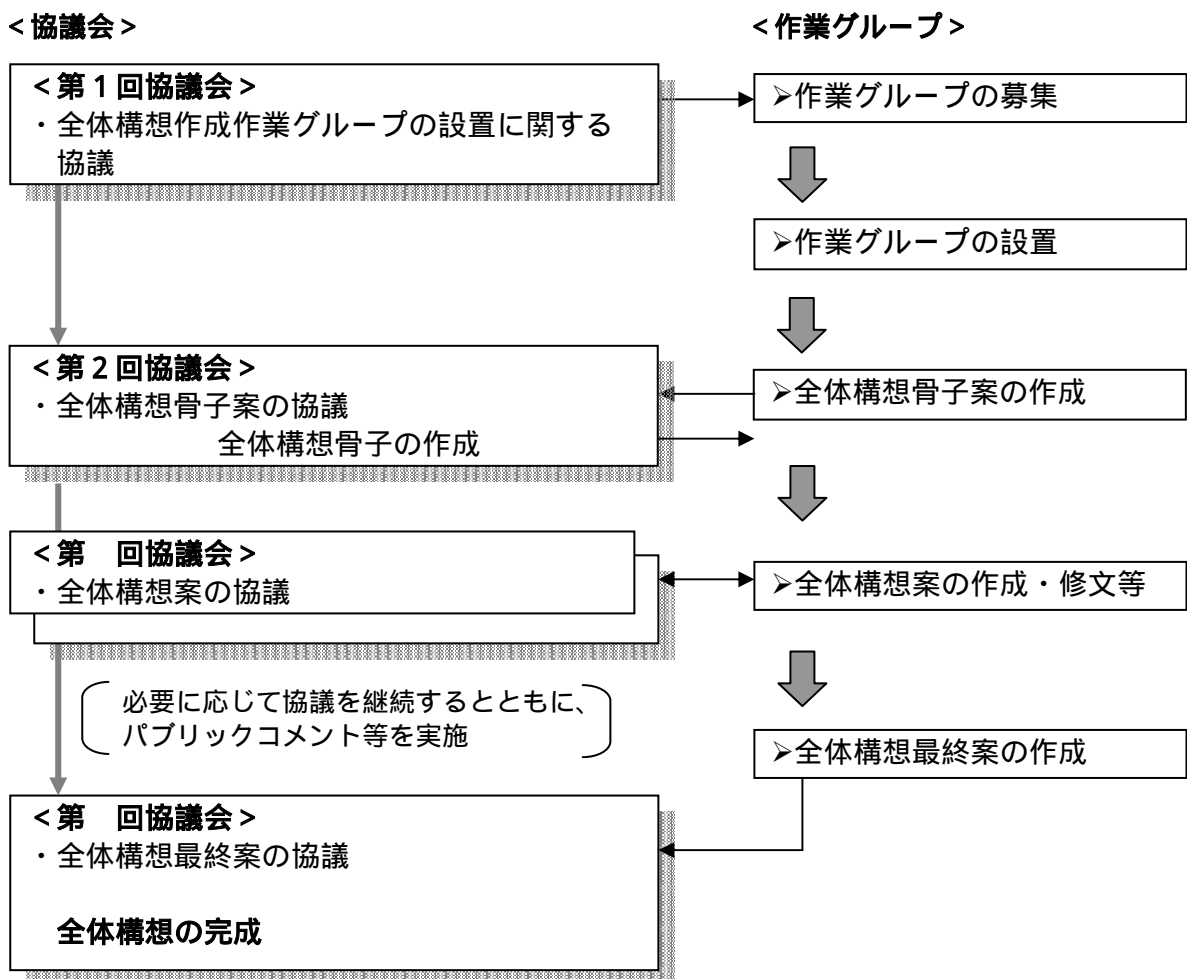
協議会に提出する石西礁湖自然再生全体構想の原案作成作業(成文化作業)を行う。
全体構想の作成に当たり、協議会で協議すべき事項の洗い出しを行う。
協議会での協議結果等を踏まえ、全体構想案の作成・修文等を行う。

なお、作業に当たっては、作業の効率化を図るため、極力メールを活用するが、必要に応じて那覇市内若しくは石垣市内で打合せを行う場合がある。

< 構成員 >

- ・会長及び会長代理、運営事務局、協議会委員の参加希望者により構成。

(2) 全体構想作成までの流れ（イメージ）



「全体構想作成作業グループ」の募集について

石西礁湖自然再生に向けた全体構想作成のための実質的な作業を行う「全体構想作成作業グループ（以下、「作業グループ」という。）」のメンバーを協議会委員の中から募集します。

（１）作業内容

協議会に提出する石西礁湖自然再生全体構想の原案作成作業（成文化作業）を行う。
全体構想の作成に当たり、協議会で協議すべき事項の洗い出しを行う。
協議会での協議結果等を踏まえ、全体構想案の作成・修文等を行う。

（２）応募方法

- ・作業グループへの参画を希望される方は、応募用紙に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールのいずれかで運営事務局へお申し込み下さい。
- ・団体・法人・部署委員の方も作業グループには個人で参加して頂きますので、作業グループ参加希望者の氏名を記入して下さい。

（３）募集〆切

平成18年3月10日（金）

石西礁湖自然再生全体構想作成作業グループ 応募用紙

石西礁湖自然再生協議会運営事務局 行

石西礁湖自然再生全体構想作成作業グループへの参加を希望します。

個人	氏名	
	連絡先	TEL :
		FAX :
E-mail :		
団体 法人 部署	団体名	
	希望者氏名	
	連絡先	TEL :
FAX :		
E-mail :		

お申込み先：石西礁湖自然再生協議会運営事務局（環境省石垣自然保護官事務所内）

【所在地】〒907-0011 沖縄県石垣市八島町2-27（担当：野村）

【TEL】0980-82-4768 【FAX】0980-82-0279

【E-mail】okironc@coremoc.go.jp